

# 消費生活情報

R5.8.18 発行

## ①架空請求トラブル 身に覚えのない請求にご注意を

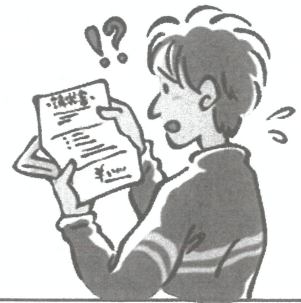
### 手口のポイント

- ☆身に覚えのない請求が来た
- ☆自宅に出向く、差し押さえ、強制執行等の不安を煽る文言が使われたはがきやメールが届く
- ☆請求の内容がよくわからない連絡がきた



### 対策のポイント

- ☆電話番号等の個人情報を知られない。
- ☆自分から通知先に連絡しない。
- ☆届いたはがき等は保管しておく。
- ☆警察に届け出をする。



### 事例詳細

架空請求のトラブルが全国で発生しています。中には実在する事業者を騙り請求はがき等が送られてくるケースもあります。架空請求か判断がつかない場合は、自分から連絡しないようにしましょう。

②専門の相談員に相談してみませんか。

### 消費生活相談窓口の開設

消費生活専門の相談員に相談ができます。是非この機会にご利用ください。

日 時:9月28日(木) 13時~15時

場 所:陸別町役場 1階 第一会議室

問合せ:陸別町役場産業振興課商工業振興担当 27-2141 (内 135)